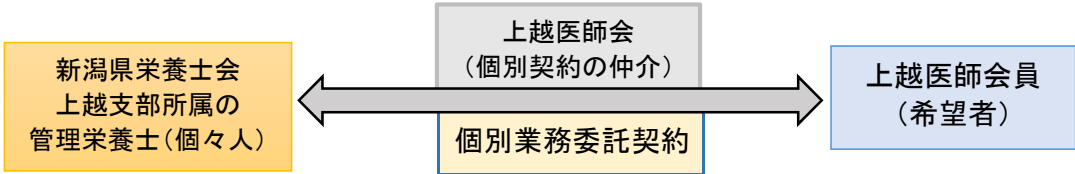


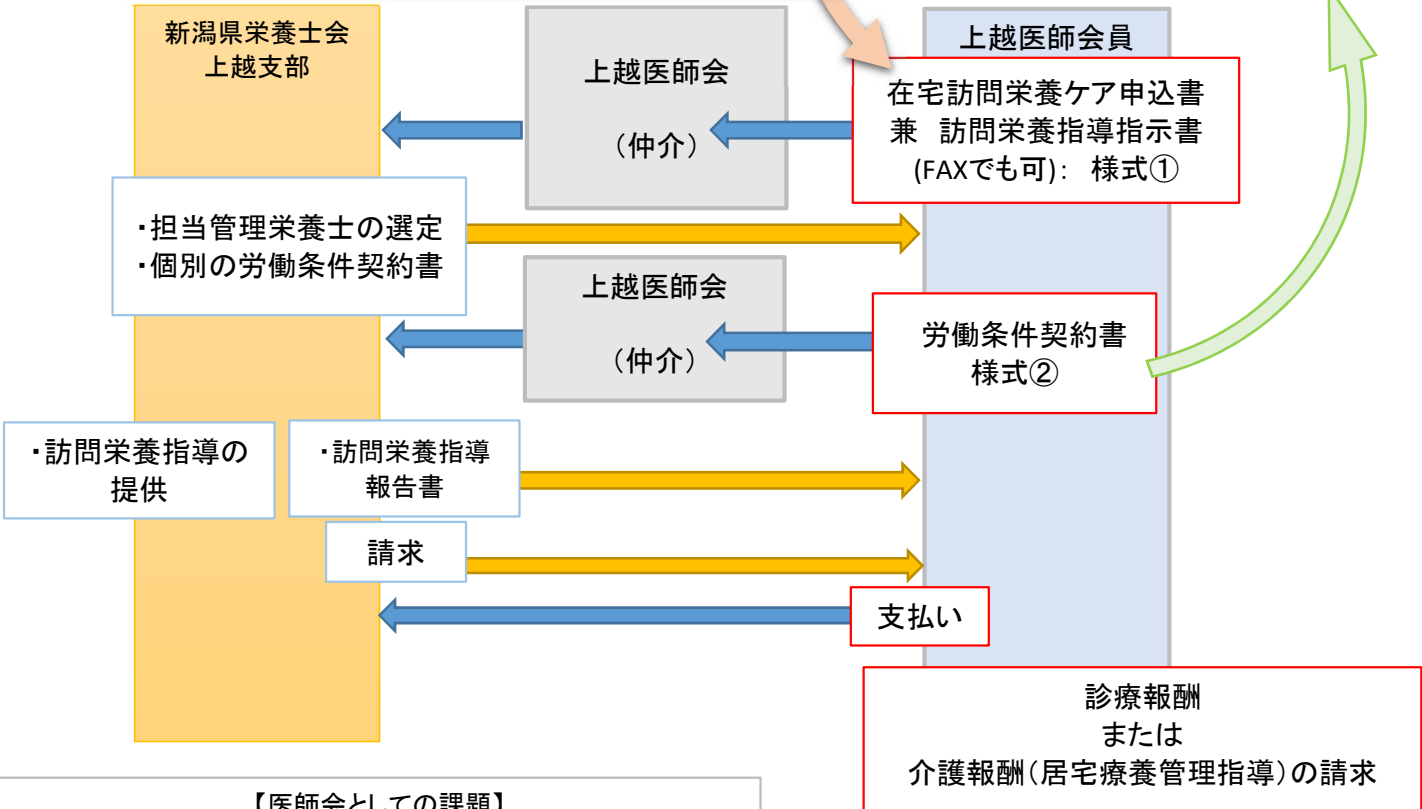
在宅患者訪問栄養食事指導(医療保険・介護保険)の流れ



＊個別に業務委託契約することで、夫々の医師会員診療所において管理栄養士が訪問栄養指導をした形となる。
 ＊診療所は、診療報酬・介護報酬(居宅療養管理指導)を請求する。
 ＊栄養士会への支払いは、時間給ではなく訪問一回あたりの単価とする。
 ＊一回の訪問あたりの単価は、各々の医療機関と各管理栄養士の間で設定。(診療報酬額の80%程度など)
 ＊訪問指導にかかる実費(交通費・傷害保険など)は、栄養士会側で担保。

【包括支援センター、介護支援専門員の方へのお願い】
 訪問栄養指導を必要とする対象者がいらした場合には、
 “申込書兼訪問栄養指導指示書の用紙”：様式①を持って、
 かかりつけ医にご相談ください。
 ＊低栄養評価については、http://www.mna-lderly.com/forms/mini/mna_mini_japanese.pdf
 ご参照ください。

初回は原則として、
 個々の管理栄養士が
 契約書を診療所に持参して
 契約を交わします。



【医師会としての課題】

- 診療所で、居宅療養管理指導が算定できるための支援。
 - ・介護保険指定事業所(みなし)としての書類整備：重要事項説明書、院内への掲示など
 - ・介護報酬の請求業務
- 訪問栄養指導の説明研修会の開催
 - ・訪問栄養指導のメリットの理解と啓発
 - ・栄養指導指示書の記載方法、労働条件契約書などシステムの理解

【栄養士会としての課題】

- 診療所・居宅支援事業所・包括への啓発・広報活動：
 - 訪問栄養指導のリーフレットの作成
 - 訪問栄養指導の様子広報誌の作成(年2回程度)
- 栄養指導の資質向上・研修、管理栄養士の養成。